

国立大学法人愛知教育大学役員報酬規程の臨時特例に関する規程

2012年 6月27日
規程第 44号

(目的)

第1条 この規程は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）の制定及び国立大学法人に対する要請に対応するため、[国立大学法人愛知教育大学役員報酬規程（2004年規程第23号。以下「役員報酬規程」という。）](#)の特例を定めることを目的とする。

(役員報酬規程の特例)

第2条 この規程の施行の日から2014年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、役員に対する俸給月額を支給に当たっては、俸給月額から、当該役員が受けるべき俸給月額に100分の9.77を乗じて得た額を減ずる。

2 特例期間においては、役員報酬規程に基づき支給される報酬のうち次に掲げる報酬の支給に当たっては、次の各号に掲げる報酬の額から、当該各号に定める額を減ずる。

- (1) 地域手当 当該役員の俸給月額に対する地域手当の月額に、100分の9.77を乗じて得た額
- (2) 期末特別手当 当該役員が受けるべき期末特別手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
(端数計算)

第3条 この規程により報酬の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

- 1 この規程は、2012年7月1日から施行する。
- 2 第2条の規定については、国立大学法人運営費交付金の交付状況によって見直すことがある。